

②

公的統計の品質保証に関するガイドライン

公的統計の品質評価事項

| 要素 | 観点 | 評価事項 |
|------|-----------|--|
| 主要要素 | ニーズ適合性 | <ul style="list-style-type: none"> ○統計作成の必要性はあるか ○利用者のニーズを把握するための措置を講じているか ○把握したニーズを適切に反映しているか ○調査事項、調査周期等の設定に合理性はあるか ○社会経済情勢の変化等に応じた見直しを行っているか |
| | 正確性 | <ul style="list-style-type: none"> ○統計で明らかにしようとしている実態についての真の値にできる限り近い集計値となっていること。 ○標本設計（母集団情報、対象範囲、標本誤差等）や結果の推定方法が精度上適切なものになっていること。 ○標本誤差等ができる限り小さくなるような方法で統計を作成していること。 |
| | 適時性 | <ul style="list-style-type: none"> ○公表予定日は統計の目的に照らして適当か ○公表予定日等ができる限り早期に公表されているか ○公表が公表予定日より遅れている場合、その遅れはやむを得ないものか。 |
| | 解釈可能性・明確性 | <ul style="list-style-type: none"> ○対象母集団、標本設計（抽出方法、抽出率、目標精度）、結果数値の推計方法、調査事項、調査の実施方法等の説明が行われているか ○使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いの説明が行われているか ○作成した統計について、メタデータ、統計利用上の留意点等の説明が行われているか ○作成した統計表から明らかになる事項、又は利活用例を示し、利用可能性を周知しているか |

出典：総務省統計局ホームページ掲載資料より倉林明子事務所作成

2018年5月31日 参議院厚生労働委員会提出資料 日本共産党 倉林明子